

池田町民の歯と口腔の健康づくり推進条例（案）の概要について

1 制定の趣旨

歯と口腔の健康づくりは、子どもの健やかな成長と発達、糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防、寝たきり等介護予防、食育の推進等に重要な役割を果たしているものであり、国においては「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定されました。県においては「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」が制定され、基本的な計画として位置づけられた「第2期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画」により、取り組みを強化するとされています。

池田町では、健康増進計画「いけだいきいき健康プラン21」を策定し、生活の質の低下、健康寿命の短縮の原因となる生活習慣病の予防（一次予防）に力を入れ、「すべての町民が自ら健康づくりに取り組み生き生きと生活できるまち」という基本理念の実現を目指し、「歯の健康」も含めた健康づくりの取り組みを展開しています。こうした状況を踏まえ、当町においても町民の歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、町の責務及び町民の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、町民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、本条例を制定するものです。

2 条例の内容

(1) 基本理念

歯と口腔の健康づくりを推進していくため、町民自らがライフステージの特性に応じた適切かつ効果的な歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進し、生涯を通じて必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進することを基本理念とします。

(2) 責務と取組

町の責務、町民、歯科医師等、教育関係者及び保健医療福祉関係者の努める責務と事業者の取り組みを定めます。

①町

町民の歯と口腔の健康づくりに関する総合的かつ効果的な施策を策定し、実施するものとします。

②町民

自らの歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、日常生活における適切な口腔ケア等により歯科疾患の予防に取り組むとともに、町が実施する検診等の歯と口腔の健康づくりに関する施策に積極的に参加するよう努めます。また、かかりつけ歯科医を持つよう心がけ、定期的に自ら歯科検診または歯科医療を受けること等に努めるものとします。

③歯科医師等（歯科医療または保健指導に係る業務に従事する者）

町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策及び町民自らが行う歯と口腔の健康づくりに協力し、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う者と連携及び協力を図るよう努めるものとします。

④教育関係者及び保健医療福祉関係者

それぞれの職務において歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う者との連携及び協力を図るよう努めるものとします。

⑤事業者

雇用する従業員の歯科検診及び保健指導の機会の確保、その他歯と口腔の健康づくりに関する取り組みを推進するよう努めるものとします。

(3) 計画の策定

町は、歯と口腔の健康づくりに関する総合的かつ効果的な施策を計画的に推進するため、健康増進計画において、施策についての基本的な方針と施策、必要な目標等を定めるものとします。

(4) 基本的な施策

基本的な施策として、次のとおり推進します。

- ①歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び適切な歯科口腔保健の実践に向けた取り組み方法等の普及啓発
- ②妊娠期から子育て期までにおける親子を含めた家族に対して、歯科医師等及び保健医療福祉関係者が連携し、定期的なフッ素塗布、栄養及び歯科指導等むし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健康教育
- ③幼児期及び学齢期にある者に対して、歯科医師等、教育関係者及び保健医療福祉関係者が連携し、フッ化物洗口等科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健康教育
- ④成人期にある者に対して、歯科医師等、保健医療福祉関係者及び事業者が連携し、歯周病の予防対策等
- ⑤高齢期にある者に対して、歯科医師等及び保健医療福祉関係者が連携し、口腔機能の維持及び向上のための対策等
- ⑥障がいや高齢者を有する者または介護を必要とする者等であって、歯科検診等口腔保健医療サービスを定期的に受けることが困難な者に対して、歯科医師等、教育関係者及び保健医療福祉関係者と連携し、訪問による歯科医療等必要な施策
- ⑦生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心を深め、かつ、自主的な努力を促進するため8020運動

※8020 運動

生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、自主的な努力を推進するため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした取り組みをいいます。

- ⑧歯科疾患の予防及び重症化を防止するためにかかりつけ歯科医を持つよう心がけること並びに定期的に歯科検診を受けることの必要性についての普及啓発
- ⑨歯と口腔の健康づくりの効果的な実施に資する情報の収集及び調査研究
- ⑩①～⑨に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策

3 条例施行日

平成26年4月1日（予定）